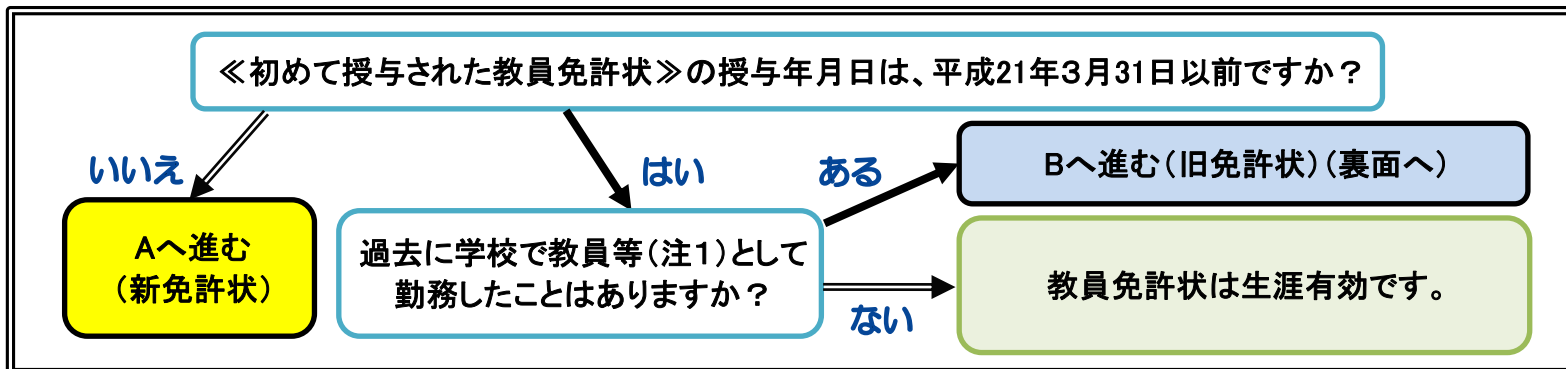
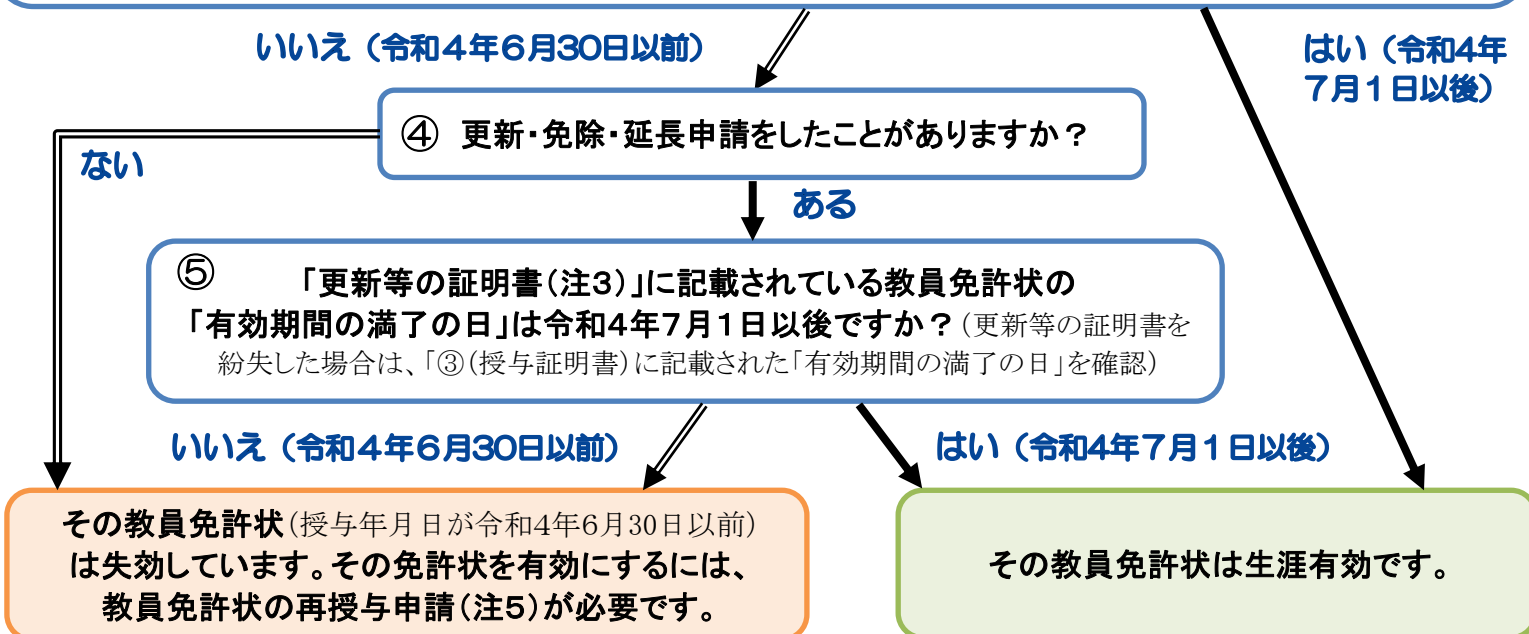
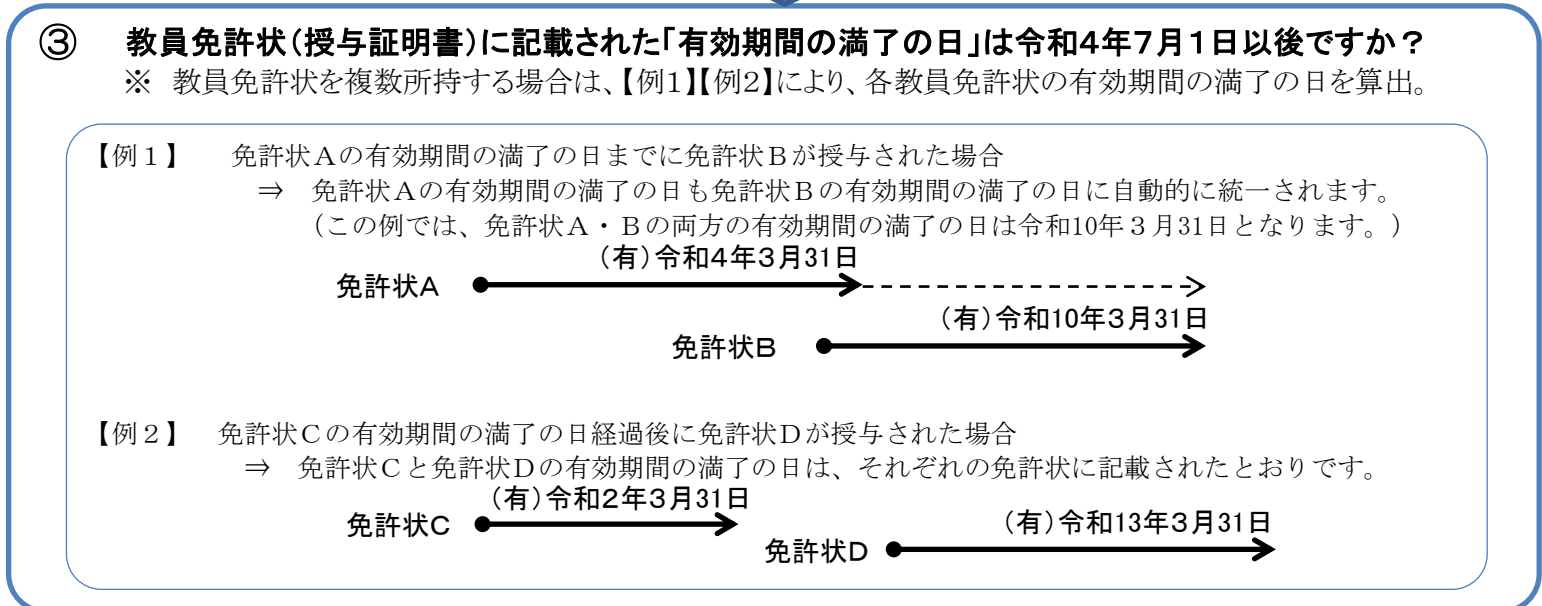
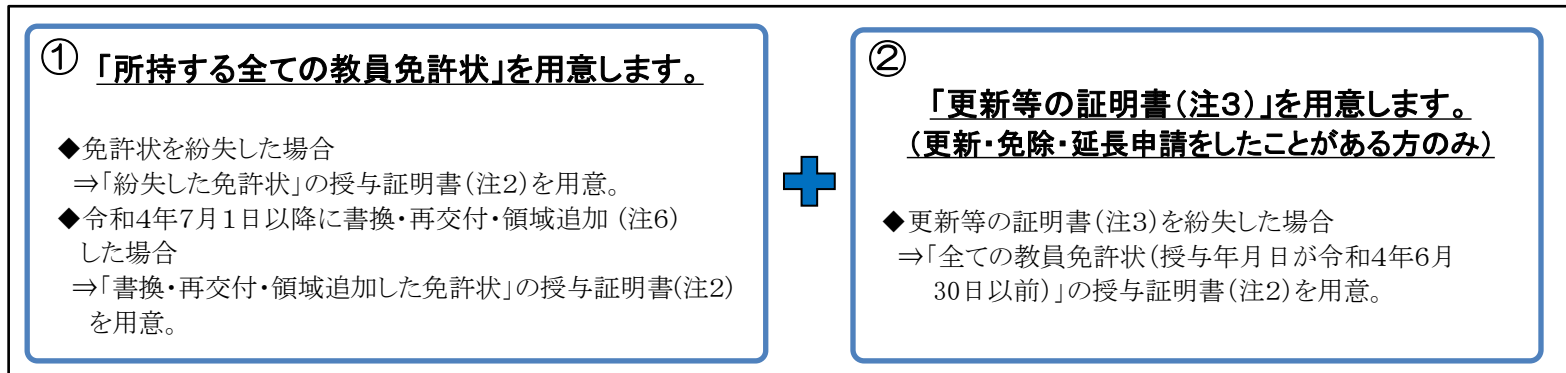


更新制廃止後の教員免許状の有効性確認フローチャート

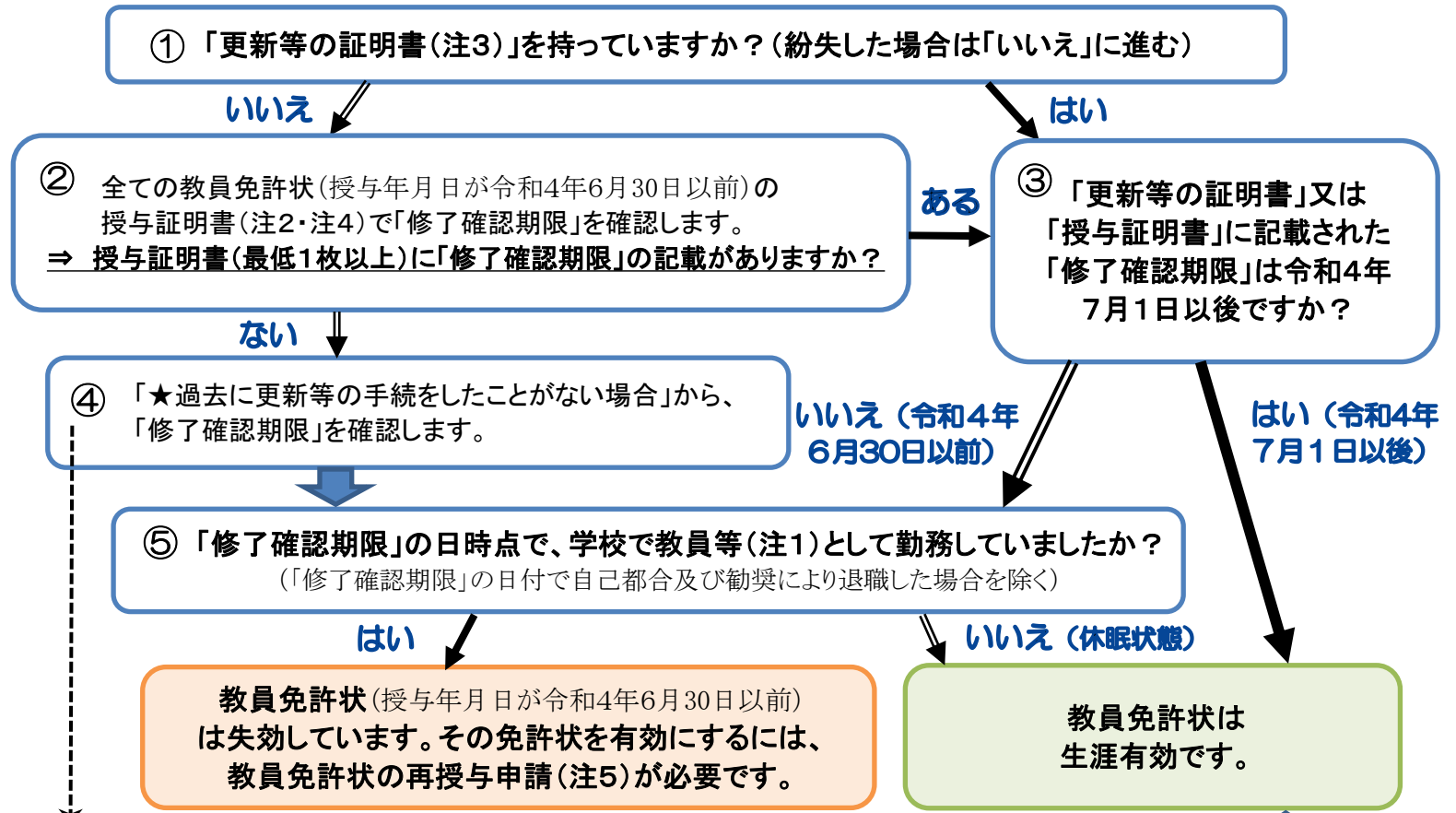
- 「授与年月日が令和4年7月1日以降の教員免許状」は、有効期間の定めなし(生涯有効)となります。
- 「授与年月日が令和4年6月30日以前の教員免許状」の有効性は、以下のフローチャートで確認してください。



A 新免許状所持者の場合



B 旧免許状所持者の場合



★ 過去に更新等の手続をしたことがない場合

(a) : 平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状がある場合

栄養教諭免許状の授与年月日	修了確認期限
平成18年3月31日以前	平成28年3月31日
平成18年4月1日～平成19年3月31日	平成29年3月31日
平成19年4月1日～平成20年3月31日	平成30年3月31日
平成20年4月1日～平成21年3月31日	平成31年3月31日

(b) : (a)に該当しない方で、生年月日が昭和30年4月2日以降の場合

生年月日	修了確認期限
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	平成23年3月31日
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	平成24年3月31日
昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成25年3月31日
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	平成26年3月31日
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日	平成27年3月31日
昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成28年3月31日
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	平成29年3月31日
昭和42年4月2日～昭和43年4月1日	平成30年3月31日
昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成31年3月31日
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	令和2年3月31日
昭和43年4月2日～昭和44年4月1日	
昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	
昭和44年4月2日～昭和45年4月1日	
昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	
昭和45年4月2日～昭和46年4月1日	
昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	
昭和46年4月2日～昭和47年4月1日	
昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	
昭和47年4月2日～昭和48年4月1日	
昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	
昭和48年4月2日～昭和49年4月1日	
昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	
昭和49年4月2日～昭和50年4月1日	
昭和59年4月2日～	

(c) : (a)に該当しない方で、生年月日が昭和30年4月1日以前の場合

- (注1) 「教員等」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園の校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師並びに指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者を指します。(臨時的任用職員を含む)
- (注2) 授与証明書は、教員免許状を授与した都道府県教育委員会に請求し、最新のものをご用意ください。
- (注3) 更新、免除、延期・延長、回復手続を行い、教育委員会から発行された証明書です。
- (注4) 過去に更新・免除・延期・回復手続をしたことがない方で、個人的に免許状の有効性を確認したい場合は、授与証明書は必ずしも取り寄せる必要はありません。その場合は、「ない」に進んでください。
- (注5) 「再授与申請」とは、教員免許状を失効した人が有効な教員免許状を再取得するために、都道府県教育委員会に授与申請を行うことです。失効した教員免許状は回収しますので、再授与申請の際にご持参ください。
- (注6) 「書換」とは、免許状に記載の氏名・本籍地を書き換える手続です。「再交付」とは、紛失又は汚損した免許状を再度交付する手続です。「領域追加」とは、所持する特別支援学校教諭免許状に、新たな教育領域を追加する手続です。